平成３０年（フ）第４８号
広島県福山市野上町３丁目10番40―301号
債務者　林　　一江（旧姓陣山）
1　決定年月日時　平成30年４月17日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月18日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成３０年（フ）第１８号
山口県下関市熊野町３丁目13番28―210号
ハイツ熊野
債務者　桐山　英樹
1　決定年月日時　平成30年４月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月18日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成３０年（フ）第２６号
山口県下関市楠乃３丁目５番30号
債務者　三浦　　徹
1　決定年月日時　平成30年４月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月18日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成３０年（フ）第２９号
山口県下関市長府満珠町40番６号、前住所山口県下関市丸山町４丁目２番４号
債務者　岸田ともか
1　決定年月日時　平成30年４月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月18日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成３０年（フ）第３０号
山口県下関市観音崎町14番１―1301号　オーヴィジョン下関海峡テラス
債務者　秋枝　一美
1　決定年月日時　平成30年４月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月18日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成３０年（フ）第６５号
徳島県徳島市庄町５丁目81番地の123　アーバン加茂名302
債務者　坂口　博美
1　決定年月日時　平成30年４月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月18日まで
徳島地方裁判所民事部

平成３０年（フ）第８０号
徳島県徳島市名東町１丁目69番地の２　名東（東）団地県営住宅6411号
債務者　森　　博
1　決定年月日時　平成30年４月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月18日まで
徳島地方裁判所民事部

平成３０年（フ）第１９号
福岡県飯塚市相田72番地１　市営新二瀬住宅６棟622号
債務者　村瀬由美子
1　決定年月日時　平成30年４月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月18日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成３０年（フ）第２８号
福岡県飯塚市鶴三緒1608番地104　原田アパート２号
債務者　立川　繁雄
1　決定年月日時　平成30年４月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月18日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成３０年（フ）第２９号
福岡県飯塚市潤野933番地312　リバティーフラットＤ202
債務者　西谷　　誠
1　決定年月日時　平成30年４月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月18日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成３０年（フ）第５３号
福岡県久留米市西町226番地１
債務者　古賀　理恵（旧姓江崎）
1　決定年月日時　平成30年４月16日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月18日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成３０年（フ）第７号
福岡県三潴郡大木町大字奥牟田1243番地７
債務者　竹嶋　美穂
1　決定年月日時　平成30年４月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月18日まで
福岡地方裁判所柳川支部破産係

平成３０年（フ）第８４号
大分市大字奥田345番地の21
債務者　酒井美奈代
1　決定年月日時　平成30年４月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月18日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成３０年（フ）第５２号
千葉県香取郡多古町間倉543番地63
債務者　吉野　慎一
1　決定年月日時　平成30年４月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月19日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成３０年（フ）第２７号
石川県小松市符津町ウ32番地１　日向アパート102号、従前の住所石川県小松市四丁町に36番地　県営住宅１号棟305号
債務者　上浜　邑祐
1　決定年月日時　平成30年４月18日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月19日まで
金沢地方裁判所小松支部

平成３０年（フ）第１０号
島根県浜田市黒川町3747番地２（１―104）
債務者　原　　章二
1　決定年月日時　平成30年４月18日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月19日まで
松江地方裁判所浜田支部

平成３０年（フ）第４６号
福岡県久留米市田主丸町益生田1399番地２
債務者　斧澤慶一郎
1　決定年月日時　平成30年４月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月19日まで
福岡地方裁判所久留米支部